

## 「障害者差別解消支援地域協議会」設置要綱（案）

## （趣旨）

第1条 地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築することで、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることを目的に、「障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会は、障害者差別解消支援に向けて、必要な以下の事項について協議し、意見を述べる。

- (1) 広域的な課題、相談に係る事例等について、適切な相談窓口を有する機関の照会等解決を後押しするための協議
- (2) 好事例を含む相談事例の共有、分析
- (3) 障害者差別に対する共通した認識を形成するための協議
- (4) 事案の発生防止に向けた取組についての協議
- (5) 構成機関等による周知、啓発活動の取組についての協議・発信
- (6) その他

## （組織）

第3条 協議会は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員会として設置し、別表の機関を代表する者で構成する。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、滋賀県障害者施策推進協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者を委嘱して充てる。

## （座長および副座長）

第4条 協議会に、座長および副座長を1名置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副座長は、委員の中から座長の指名により定め、座長を補佐し、座長に事故等があった時または欠けた時は職務を代行する。

## （会議）

第5条 会議は、必要に応じ会長が招集し、座長が議長になる。

2 座長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

## （庶務）

第6条 協議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。